

◇新潟県未来への投資基金条例を廃止する条例（新潟県条例第1号）

- 1 基金の廃止
設置目的を達成したため、新潟県未来への投資基金を廃止することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成31年5月31日から施行することとしました。

◇新潟県手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第2号）

- 1 手数料の新設
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の制定に伴い、同法の規定による裁定の申請に係る手数料を新たに規定することとしました。（別表関係）
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、平成31年6月1日から施行することとしました。

◇一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第3号）

- 1 時間外勤務命令の上限等に関する規定の整備
長時間勤務の是正のため、国家公務員の措置等を踏まえ、人事委員会規則において、時間外勤務命令の上限等を定めるための規定を設けることとしました。（第1条及び第2条関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例（新潟県条例第5号）

- 1 委員の任期の改正
新潟県固定資産評価審議会の審議事項が原則3年に1回の諮問となることに伴い、委員の任期を2年から3年に改正することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県県税条例及び新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第6号）

- 1 法人の事業税の税率の改正
平成31年度税制改正に伴い、法人の事業税の税率を改めることとしました。（第2条関係）
- 2 自動車税等に関する規定の整備等
平成31年度税制改正に伴い、自動車税（平成31年10月1日以後は自動車税の種別割）の税率の特例に関する規定の整備等を行うこととしました。（第1条～第6条関係）
- 3 自動車税の種別割の税率の改正
平成31年度税制改正に伴い、自動車税の種別割の税率を改めることとしました。（第2条関係）
- 4 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、地方税法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。

◇新潟県立武道館条例の一部を改正する条例（新潟県条例第13号）

- 1 開館時間等
新潟県立武道館の開館時間、施設の利用料金の基準額その他必要な事項を定めることとしました。（第1条及び第2条関係）
- 2 施行期日
この条例は、平成31年12月1日から施行することとしました。

◇新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例（新潟県条例第19号）

- 1 特定医療施設等の追加
返還の債務の当然免除の要件となる特定医療施設等に、介護医療院を追加することとしました。(第7条関係)
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県看護職員臨時修学資金貸与条例の一部を改正する条例（新潟県条例第20号）

- 1 失効規定の見直し
条例の失効日を、平成31年3月31日から平成32年3月31日に見直すこととしました。(附則第3項関係)
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例（新潟県条例第21号）

- 1 手数料の改正
介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料について、介護支援専門員実務研修受講試験の登録試験問題作成機関の受託単価引上げに伴い、手数料の額を引き上げることとしました。(別表関係)
- 2 施行期日
この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県再生可能・次世代エネルギー基金条例（新潟県条例第28号）

- 1 基金の設置
新潟県の多様な地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進等により、将来におけるエネルギーの選択の幅の拡大を目指すとともに、県内関連産業の振興を図るため、新潟県再生可能・次世代エネルギー基金を設置することとしました。
- 2 施行期日
この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県工業技術総合研究所手数料徴収条例の一部を改正する条例（新潟県条例第29号）

- 1 手数料の新設等
機器の設置等に伴い、試験等の種類及び手数料の算定の単位を改正することとしました。(別表関係)
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、平成31年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第30号）

- 1 課税免除等の適用要件の改正
電気自動車等に係る自動車取得税及び自動車税の課税免除又は不均一課税の適用要件のうち、自動車の取得又は新規登録の期限を、平成31年3月31日から同年9月30日に見直すこととしました。(第1条関係)
- 2 失効規定の見直し
条例の失効日を、平成31年3月31日から平成33年3月31日に見直すこととしました。(第1条関係)
- 3 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第31号）

- 1 課税免除等の適用要件の改正
県税の課税免除又は不均一課税の適用要件のうち、基本計画の同意の期限を、平成30年3月31日から平成31年3月31日に見直すこととしました。(第2条関係)
- 2 失効規定の見直し
条例の失効日を、平成35年3月31日から平成36年3月31日に見直すこととしました。(附則第2項関係)
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県立職業能力開発校条例の一部を改正する条例（新潟県条例第32号）

1 授業料の改正

授業料について、受益者負担の適正化を図るため、その額を改正することとしました。(第1条及び第2条関係)

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成32年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県農業大学校条例の一部を改正する条例（新潟県条例第33号）

1 授業料の改正

授業料について、受益者負担の適正化を図るため、その額を改正することとしました。(第1条及び第2条関係)

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成32年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県建築基準条例の一部を改正する条例（新潟県条例第38号）

1 手数料の改正

建築物に関する確認申請手数料等について、受益者負担の適正化を図るため、その額を改正することとしました。(第23条～第26条の2関係)

2 条例による事務処理の特例に係る事務の追加

建築基準法の改正に伴い、前面道路からの壁面線の指定がある場合の建蔽率特例許可等に関する事務を市町村が処理することとしました。(第30条関係)

3 手数料の新設

建築基準法の改正に伴い、建築審査会の同意の取得を要しない場合における用途地域特例許可申請手数料等を新たに定めることとしました。(別表関係)

4 施行期日

この条例は、1については平成31年10月1日から、2及び3については建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしました。

◇新潟県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第47号）

1 看護専門学校を設置

新潟県立十日町看護専門学校を十日町市に設置することとしました。(別表第2関係)

2 施行期日

この条例は、平成32年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県スポーツの推進に関する条例（新潟県条例第48号）

1 目的

この条例は、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務及びスポーツ関係団体等の役割を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を効果的に推進し、もって心身の健康の保持増進による県民の健康寿命の延伸、心豊かで活力に満ちた県民生活の形成及び地域の特性を生かした魅力ある社会の実現に寄与することを目的とすることとしました。(第1条関係)

2 県の責務

県は、基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する施策を実施する責務を有することとしました。(第3条関係)

3 健康寿命の延伸

県は、スポーツを通じた心身の健康の保持増進、体力の向上、疾病の予防等による県民の健康寿命の延伸に寄与するため、適切な情報の提供その他の必要な施策を講ずることとしました。(第9条関係)

4 安全で安心なスポーツの推進

県は、県民が安全で安心してスポーツを行うことができるよう、スポーツにおける指導者その他指導的立場にある者による選手への暴力等の行為を防止し、並びにスポーツ事故その他スポーツによって生ずる外傷、障害等の防止及び軽減を図ることとし、スポーツの指導者等の研修の実施、スポーツにおける安全の確保に関する知識の普及その他の必要な施策を講ずることとしました。(第10条関係)

5 公表

知事は、毎年度、スポーツの推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表することとしました。(第18条関係)

6 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県少年自然の家条例の一部を改正する条例（新潟県条例第50号）

1 事業の対象者の拡大等

事業の対象者を拡大するとともに、施設を目的外に使用する場合の使用料を新たに規定することとしました。(第1条関係)

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成31年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例及び新潟県警察署協議会条例の一部を改正する条例（新潟県条例第53号）

1 警察署の名称、位置及び管轄区域並びに警察署協議会の名称の改正

佐渡東警察署及び佐渡西警察署を統合し、佐渡警察署を新設することに伴い、警察署の名称、位置及び管轄区域並びに警察署協議会の名称を改正することとしました。(第1条及び第2条関係)

2 施行期日

この条例は、平成31年11月2日から施行することとしました。